

## (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業に係る 計画段階環境配慮書について

平成 29 年 6 月 30 日  
株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 計画段階環境配慮書」(以下、配慮書という)を平成 29 年 6 月 29 日付で経済産業大臣へ送付しました。配慮書とは、重大な環境影響の回避又は低減を図るため、事業の位置・規模等の計画段階で、環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果をまとめたものです。

つきましては、平成 29 年 6 月 30 日(金)から平成 29 年 7 月 31 日(月)まで配慮書を縦覧・閲覧します。また、配慮書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

### 1. 事業を実施しようとする区域

三重県津市、亀山市及び伊賀市地内

### 2. 配慮書及び要約書の縦覧・閲覧 (縦覧・閲覧は、終了しました。)

#### (1) 期間

平成 29 年 6 月 30 日(金)から平成 29 年 7 月 31 日(月)まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

#### (2) 時間

午前 9 時から午後 5 時まで  
ただし、三重県での閲覧は、正午から午後 1 時までを除く。

#### (3) 場所

[↓ 三重県、関係市、当社事業場 16 箇所 \(PDF\)](#)

### 3. 配慮書及び要約書 (縦覧・閲覧は、終了しました。)

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 計画段階環境配慮書

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 計画段階環境配慮書要約書

#### 4. 意見書の提出（受付を終了しました。）

配慮書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

##### （1）意見書の提出に必要な事項

###### ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所

法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

###### ② 意見書の提出の対象である配慮書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]

（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業 計画段階環境配慮書

###### ③ 配慮書についての環境保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載してください。

##### （2）提出期限

平成 29 年 7 月 31 日（月）

##### （3）提出方法

###### ① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所にて備え付けの意見書箱に投函してください。

###### ② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送してください。ただし、平成 29 年 7 月 31 日の消印まで有効とします。

##### （4）郵送の場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市長久区洲雲町 4 丁目 45 番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

##### （5）意見書様式

意見書（PDF）、意見書（Word）

（注）意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

※頂いたご意見については、環境影響評価方法書に事業者見解と共に掲載する予定です。

#### 5. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

電話番号 052-852-6991

（土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

以 上